

練馬区長 宛て

申請日：記入日、提出日どちらでも可
認定希望日：保育施設等の入園（利用）予定日、
就労開始日等
※受理日からの認定を希望する場合は空欄で構
いません。
※すでに保育施設等を利用している場合、認定
希望日は申請日を記入してください。

(裏面へ)

求職活動要件を希望する場合	求職の状況（あてはまるもの1つに☑の上、ご署名ください）		母	父
	施設等利用給付認定を受けた後に求職活動を開始し、指定の期間内で就労先を決定する予定である。		☐	☐
	現在会社訪問等を行っており、求職活動を具体的にしている。			
	活動内容（株）練馬商事に令和7年10月20日に履歴書を提出し、11月15日面接予定。 例：（株）〇〇に〇月〇日に履歴書を提出し、〇月〇日に面接予定。（株）△△に〇月〇日訪問予定。		☒	☐
求職活動を理由に認定申請をする場合の注意事項 1 求職活動による認定期間は、最大3か月です。再申請を含め、求職活動要件で続けて認定することはできません。 2 就労先が決定した場合は、すみやかに就労（予定）証明書を保育課保育認定係へご提出ください。 上記の注意事項を確認し、求職活動状況に相違ないことを申し立てます。 また、就労先（月12日以上、かつ1日4時間以上の就労）が決定した場合、速やかに就労（予定）証明書を提出します。 認定期間内に就労（記入日）明書の提出がない場合、認定が終了することを了承します。 令和7年11月1日 求職者氏名（自署） ※求職活動をしている本人以外 練馬 花子				

育児休業取得中の場合	以下のうち、あてはまるもの1つに☑をしてください。 ① 育児休業期間中に新たに認定を受けることができるのは、②または③の場合に限ります。	
	☐	① 認定希望月の末日までに復職を予定している。 → 本申請の審査完了後、復職月まで認定を延期する旨の「延期通知書」をお送りしますので、ご確認ください。 復職後、区の指定する期限までに「復職証明書」の提出があれば、復職月より「就労」を事由に認定します。
	☐	② 育児休業の取得前から、無償化の対象となる保育施設（幼稚園、認可外保育施設等）を利用しており、育児休業取得開始後も同一施設の利用を継続する。 → 「育児休業」を事由に認定します。ただし、育児休業中の転園する場合は、認定できません。 【育児休業取得開始後も同一施設の利用を継続する場合の注意事項】 ・ 表面「家族状況」欄の利用（予定）施設、利用開始（予定）日を正しく記入してください。 ・ 同一の幼稚園であっても、プレスクールおよび練馬こども園低年齢型の定期利用は、無償化の対象外であるため同一施設に含まれません。満3歳児クラスからの進級は、同一施設として取り扱います。
	☐	③ 育児休業取得時に既に利用している保育施設・地域型保育事業等を3月末に卒園し、4月から無償化の対象となる保育施設（幼稚園、認可外保育施設等）の利用を開始する。 → 「育児休業」を事由に認定します。ただし、卒園を伴わない転園（例：受入上限5歳児までの保育施設から幼稚園等への転園）や本園・分園間での進級制度がある場合（例：マーガレット保育園）は、認定できません。 3月末までの利用施設名： 左記施設の利用開始日： 年 月 日

ひとり親に該当する場合	以下のうち、あてはまるもの1つに☑をしてください。	
	☐	① 離婚、死別、未婚等によりひとり親である
	☐	② 離婚調停中、離婚裁判中、離婚協議中である
【ひとり親として認定する場合の注意事項】 ・ 前提として、配偶者・パートナーと別世帯かつ別住所である必要があります。同住所である場合には、ひとり親として認定することができません。 ・ 単身赴任はひとり親には該当しません。		